

5 文科初第 1046 号  
令和 5 年 8 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長

文部科学省初等中等教育局長  
矢 野 和 彦

令和 5 年度「文部科学大臣優秀教職員表彰」候補の推薦依頼について  
(通知)

文部科学省では、学校教育における教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として、平成 18 年度より、学校教育において顕著な実績を挙げている教職員を表彰しており、平成 28 年度からは、学校がチームとして課題解決に当たることを促進するため、教職員組織（学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。以下同じ。）も表彰の対象とし、さらに令和元年度からは、より若手の教職員や社会人経験者等のより多様な背景を持つ教職員も表彰の対象とするため、教職員経験年数 10 年未満の教職員を対象とする「若手教職員等奨励賞」を新設しております。

つきましては、本年度も、昨年同様、標記表彰を実施しますので、別添 1 及び 2 の実施要項及び推薦取扱要領を参照の上、所定の期限までに、表彰候補者の推薦に係る書類を御提出ください。

公立学校（幼保連携型認定こども園を含み、公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。以下同じ。）については都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会から、国立大学の附属学校については学長から、私立学校及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものについては都道府県知事から御推薦ください。

各都道府県教育委員会等におかれましては、本表彰制度の趣旨を踏まえ、優秀な教職員や教職員組織についての表彰制度を整備し、更に充実していただきますようお願いいたします。

また、教職の魅力について積極的に発信し、教育に熱意のある多くの方に教職を志してもらえるように取り組むことが重要であると考えております。各都道府県教育委員会等におかれましては、教員採用説明会や教職課程の授業等の機会において、優秀教職員表彰の被表彰者である教職員や教職員組織の方々による講話等の機会を積極的に設けるなど、教職の魅力向上に向けた取組の推進をお願いいたします。

なお、令和 2 年度より「社会に開かれた教育実践奨励賞」を新設しており、別添 3

のとおり、「社会に開かれた教育実践奨励賞」に係る推薦団体の募集を開始しましたのでお知らせします。各都道府県教育委員会等におかれましては、被表彰者の選考に際し、御確認等をお願いさせていただく場合がございますので、御協力をお願いします。

また、本年度の文部科学大臣優秀教職員表彰式の詳細については、改めて御連絡します。

- 【別添1】 「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項
- 【別添2】 「文部科学大臣優秀教職員表彰」推薦取扱要領
- 【別添3】 「社会に開かれた教育実践奨励賞」推薦団体の募集について
- 【様式1】 推薦書
- 【様式1別紙】 推薦候補名簿（教職員・教職員組織用）
- 【様式2】 推薦調書（教職員用（若手教職員等奨励賞を含む。））
- 【様式3】 推薦調書（教職員組織用）

**【本件連絡先】**

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係  
田口，竹内，高橋，川久保  
T E L : 03 - 6734 - 2588  
E - MAIL : [yushu@mext.go.jp](mailto:yushu@mext.go.jp)

## 提出書類作成時の注意事項

### 【共通事項】

#### (1) 教職員の推薦について

- ・ 本表彰は、文部科学大臣が優秀な教職員を直接表彰することにより、当該教職員の意欲を向上させ、更なる活躍を期待し、もって、広く他の教職員の模範となることをも期するものであり、その趣旨に沿って、推薦を行うこと。
- ・ 本表彰の推薦に当たっては、各教育委員会において実施している教職員評価を踏まえたものとするに留意すること。また、推薦候補の働き方も含めて他の教職員の模範となるような実践による成果に基づき、推薦を行うよう留意すること。
- ・ 本表彰の対象となった教職員については、表彰に伴う措置として、昇給・昇任、特別な研修機会の付与などの処遇への適切な反映を図るとともに、研修会等の講師や教育実践の他の教員への公開等の教職員の資質向上への活用など成果の普及も併せて留意すること。

#### (2) 若手教職員等奨励賞について

- ・ 本表彰は、先進的・柔軟な発想を持った若手の教職員や、社会人経験者等、多様な背景を持つ教職員も表彰の対象とするため、教職員経験 10 年未満の者に授与できるよう、表彰の一部門として新設したものであり、その趣旨に添って、推薦を行うことができること。
- ・ 本表彰は、実施要項第 2 条第 3 項に規定する要件を満たす教職員を対象とし、今後さらなる活躍が見込まれる者を表彰するものであること。
- ・ (1) で示した事項については、若手教職員等奨励賞についても同様に留意すること。
- ・ なお、本表彰については、各推薦者ごとに別途示す人数の枠内で推薦を行うことができること。

#### (3) 教職員組織の推薦について

- ・ 本表彰は、文部科学大臣が優れた活動や顕著な成果を挙げている教職員組織を直接表彰することにより、学校現場を取り巻く複雑化・多様化した課題に対して、チームとして課題解決に当たることを促進するという観点から表彰するものであり、その趣旨に添って、推薦を行うことができること。
- ・ 本表彰の推薦に当たっては、推薦する教職員組織に所属する教職員の働き方も含めて他の教職員組織の模範となるような実践による成果に基づき、推薦を行うよう留意すること。
- ・ なお、国立学校及び私立学校等においては、その位置付けや校種の違い等への配慮が必要であることに鑑み、必ず推薦を求める趣旨ではないことに留意すること。

### 様式 1 「推薦書」及び「推薦候補名簿」について

別紙「推薦候補名簿」については、別添記入例を参考に必要事項を記入すること。また、若手教職員等奨励賞として推薦する際には、該当欄に○を記入すること。

なお、本名簿は、文部科学省のホームページや、表彰式当日の配布冊子等への掲載を行う予定であることに留意すること（「推薦候補名簿（教職員用）」中の性別、

年齢，職名，◎の欄，推薦理由及び備考は除く）。

## 様式2「推薦調書（教職員用（若手教職員等奨励賞を含む。））」について

- (1) 「生年月日（性別・年齢）」欄の年齢  
令和5年4月1日現在の年齢を記入すること。
- (2) 「略歴」欄及び「在職年数」欄  
教職員として正式採用されてからの略歴及び在職年数を記入することとし、略歴欄には、主として、学校間異動等の人事異動の記録を記入すること。（なお、人事異動の記録として、役職に就いている場合には、その役職も記入すること。）  
「在職年数」について、校長・副校長等相当職や教育委員会事務局職員等に在職していた期間は累積せず、令和5年4月1日までに実際に学校で教職員として在職していた期間のみを通算し、累計すること。
- (3) 「実践分野」欄  
文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項第4条第1項の選考基準の中から、推薦に当たって主たる理由として該当する号を一つだけ選択すること。
  - 一 学習指導における特に顕著な成果
  - 二 生徒指導，進路指導等における特に顕著な成果
  - 三 学校体育や学校保健，学校給食における特に顕著な成果
  - 四 特別活動や部活動等の指導による，児童生徒の育成における特に顕著な成果
  - 五 特別支援教育における特に顕著な成果
  - 六 地域との連携・協働の推進における特に顕著な成果
  - 七 ユネスコ活動や国際交流等の分野における特に顕著な成果
  - 八 学校事務の機能強化や勤務環境の改善等，学校運営の改善における特に顕著な成果
  - 九 その他学校教育において，他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果
- (4) 「若手奨励賞」欄  
当該教職員を文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項第2条第2項の若手教職員等奨励賞に係る推薦として推薦する場合は「○」を，それ以外の場合は「―」を記入すること。
- (5) 「被表彰歴」欄  
推薦者において実施している表彰制度において，今回の候補が既に表彰を受けている場合には，その表彰内容，年度等について記入すること。推薦者において実施している表彰を受けていない場合又は推薦者において表彰制度を設けていない場合には，他の表彰制度における表彰歴，あるいは今回推薦を行うに当たって表彰を受けるに値すると考えられる経歴について記入すること。
- (6) 「推薦理由」欄
  - ① 推薦する理由を詳細に記入すること（実施要項中の「特に顕著な成果」の具体的内容を記入する。）。記入内容は，一般に推薦理由が容易に理解できる表現にするとともに，所定欄の枠内で判定に資する程度の十分な分量を記入すること。また，推薦理由に関連する資料等については，必要に応じ，調書に添付する形で提出すること。  
なお，各分野の「特に顕著な成果」については，推薦候補の働き方も含め

て他の教職員の模範となるような実践による成果を示すこと。

特に、選考基準の四に基づく推薦については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知。以下「平成31年事務次官通知」という。）において、「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階においては、質の高い授業を行う能力や生徒指導に関する知見や経験等を評価し、教師の部活動の指導力は飽くまでその付随的なものとして位置付けるよう留意すること。」とされていることや、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において適切な活動時間や休養日の設定を行うとされていることなど、部活動の運営の適正化が目指されていること等を踏まえ、「部活動等の指導による、児童生徒の育成における特に顕著な成果」としては、優勝回数等の大会の実績のみではなく、特別活動や適正な運営による部活動等を通じた、多様な学びの場における児童生徒の育成の成果を具体的に示すこと。

また、選考基準の七に基づく推薦については、「国際交流等の分野における特に顕著な成果」としては、「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（※）等を受け、在外教育施設に派遣経験のある教員（現在の派遣教員も含む。）の在外教育施設での指導経験並びに派遣経験を活かした国内での教育活動等についても考慮すること。

※文部科学省HP参照

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/mext\\_01928.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01928.html)

なお、選考基準の八に基づく推薦については、「学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における特に顕著な成果」としては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第14項において「事務職員は、事務をつかさどる」とされていることや、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会。以下「答申」という。）や「平成31年事務次官通知」、「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」（令和2年7月17日付け2初初企第15号初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知。以下「令和2年7月初等中等教育企画課長等通知」）等も踏まえ、事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画した取組や学校における働き方改革の推進に資する取組も積極的に考慮すること。

② 推薦する理由を1行程度で記入すること（上記①の要約）。

(7) その他

- ・ 推薦に際しては、勤務実績良好かつ過去において懲戒処分等の罰を受けていないことを十分確認すること。
- ・ 特に、過去に表彰を受けた教職員が、表彰後の非違行為により懲戒処分を受け、名簿から削除される事案が複数発生しており、推薦に当たっては、当該教職員の資質・能力につき十分調査すること。
- ・ 推薦した教職員が死亡した場合、又は懲戒処分等を受けるなどの問題が生じた場合は、速やかに連絡すること。
- ・ 文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項第2条第1項第1号の「教職員」とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養

護助教諭，栄養教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭，講師，事務職員，学校栄養職員，実習助手，技術職員，寄宿舎指導員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及び部活動指導員等であり，教頭等の管理職については，表彰の対象ではないこと。

- ・ 文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項第2条第1項第2号の「原則として50歳未満の者であること」について，本表彰は，表彰を受けた教職員の意欲を向上させ，更なる活躍を期待し，もって，広く他の教職員の模範となることを期するものであり，その趣旨に添って，選考を行うこと。推薦の趣旨が単に長年の功労を報いるものとなっている者や，今後，後進の育成に十分な期間努めることができない者を推薦することは望ましくないこと。
- ・ 文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項第2条第1項第3号の「原則として，既に推薦者による表彰を受けていること。」とは，例外として，表彰制度を設けている推薦者が，同要項第4条第1項各号に該当する者であると判断できる場合において，推薦者による表彰を受けていない者を本表彰の候補として推薦することが可能であること。例えば，新型コロナウイルス感染症への対応等のため，直近の表彰を実施出来なかった場合において，推薦者による表彰を受けていない者を本表彰の候補として推薦することが可能であること。
- ・ 推薦に際しては，学校種や実践分野等のバランスについて，十分点検を行うこと。

### 様式3「推薦調書（教職員組織用）」について

#### (1) 「概略」欄

活動の目的，内容，構成員（多数に上る場合は，主な構成員）及び構成員の人数等，推薦する教職員組織の概要について記入すること。

#### (2) 「活動年数」欄

推薦に係る活動年数を記入すること。（令和5年4月1日現在）

#### (3) 「実践分野」欄

文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項第4条第2項に基づき，同条第1項の選考基準の中から，推薦に当たって主たる理由として該当する号を一つだけ選択すること。

#### (4) 「被表彰歴」欄

推薦者において実施している表彰制度において，今回の候補が既に表彰を受けている場合には，その表彰内容，年度等について記入すること。推薦者において実施している表彰を受けていない場合又は推薦者において表彰制度を設けていない場合には，他の表彰制度における表彰歴，あるいは今回推薦を行うに当たって表彰を受けるに値すると考えられる経歴（事業等の採択歴等）について記入すること。

#### (5) 「推薦理由」欄

① 推薦する理由を詳細に記入すること。記入内容は，一般に推薦理由が容易に理解できる表現にするとともに，所定欄の枠内で判定に資する程度の十分な分量を記入すること。また，推薦理由に関連する資料等については，必要に応じ，調書に添付する形で提出すること。

なお，各分野の「特に顕著な成果」については，推薦候補の働き方も含めて他の教職員組織の模範となるような実践による成果を示すこと。

特に，選考基準の四に基づく推薦については，「平成31年事務次官通知」において，「部活動については，スポーツ庁が作成した「運動部活動の在り

方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえた適切な活動時間や休養日の設定を行うこと。」及び「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階においては、質の高い授業を行う能力や生徒指導に関する知見や経験等を評価し、教師の部活動の指導力は飽くまでその付随的なものとして位置付けるよう留意すること。」など、部活動の運営の適正化が目指されていること等を踏まえ、「部活動等の指導による、児童生徒の育成における特に顕著な成果」としては、優勝回数等の大会の実績のみではなく、特別活動や適正な運営による部活動等を通じた、多様な学びの場における児童生徒の育成の成果を具体的に示すこと。

なお、選考基準の八に基づく推薦について、「学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における特に顕著な成果」としては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第14項において「事務職員は、事務をつかさどる」とされていることや、「答申」、「平成31年事務次官通知」、「令和2年7月初等中等教育企画課長等通知」等も踏まえ、事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画した取組や学校における働き方改革の推進に資する取組を積極的に考慮すること。

② 推薦する理由を1行程度で記入すること（上記①の要約）。

(6) その他

- ・ 推薦に際しては、当該教職員組織が表彰にふさわしい組織であり、それに反する問題等がないことを十分確認すること。
- ・ 推薦した教職員組織において、表彰を受ける組織としてふさわしくないような問題等が生じた場合は、速やかに連絡すること。
- ・ 文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項第2条第4項第2号の「原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。」とは、例外として、表彰制度を設けている推薦者が、同要項第4条第2項に基づき、同条第1項の選考基準に該当する教職員組織と判断できる場合において、推薦者による表彰を受けていない教職員組織を本表彰の候補として推薦することが可能であること。例えば、新型コロナウイルス感染症への対応等のため、直近の表彰を実施出来なかった場合において、推薦者による表彰を受けていない教職員組織を本表彰の候補として推薦することが可能であること。

## ○その他の注意事項

- (1) 推薦に当たっては、各担当者の連絡先を明示しておくこと。
- (2) 様式1のうち、「推薦候補名簿」について、メールで送信する際のファイル名は、次の例によること。

例	推薦年	R 5	} → R 5 東京公立
	推薦都道府県名	東京都	
	推薦者 (※)	公立	

- ※ 国立大学附属学校 ～ 国立  
 公立学校（公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。） ～ 公立  
 私立学校及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないもの ～ 私立

- (3) 様式2のうち、若手教職員等奨励賞に係る推薦調書について、メールで送信

する際のファイル名は、当該ファイルが若手教職員等奨励賞に係るものであることが区別できるようにすること。

- (4) 記載事項については、履歴書等に基づいて正確を期すなど、誤りがないよう十分に確認すること。なお、氏名は戸籍上の字体を原則とするが、行書体、草書体は常識的に判断し、適正な漢字の楷書体(JIS第2水準まで)で入力し、外字は作成しないこと。なお、ワープロで表示できない漢字の場合は、印刷後の候補者調書に手書きで記入し、該当する文字を○印で囲むこと。

## ○書類の提出について

- (1) 提出書類の部数及び提出方法(原則としてメールにて提出)

提出書類	提出部数	提出方法
1 推薦書	1部	メールにて提出するに当たって、2と3については、加工可能な形式で提出すること。
2 推薦候補名簿	各1部	全ての資料についてメールでの提出が難しい場合、郵送で提出することも可能であること。ただし、その場合であっても、2と3については、郵送に加えてメールにて加工可能な形式で提出すること。
3 推薦調書	各1部	

- (2) 提出先：【メール】 [yushu@mext.go.jp](mailto:yushu@mext.go.jp)

【郵送】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 教育公務員係宛

- (3) 提出期限：令和5年10月13日(金)